改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主（当社）は、
事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に
支払う賃金の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。
このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

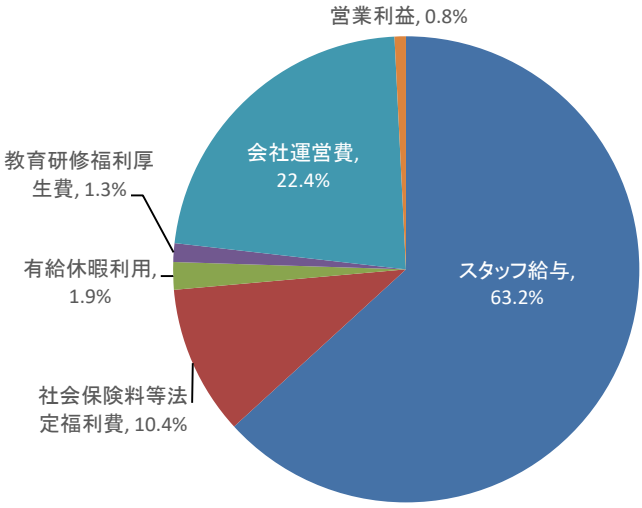

・マージン率	36.8%	・派遣料金の1日当りの平均額	16,644 円
・事業所に係る派遣社員の数	224名	・派遣社員の1日当りの賃金の平均額	10,520 円
・役務の提供を受けた派遣先の数	50社	・雇用安定措置を講じた人数	55 名
・教育訓練に関する事項	一般社員研修、階層別教育、特別作業研修・リスク管理研修・職能研修等		
・派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の有無		有（有効期間：2024年4月1日～2025年3月31日）	
・労使協定の対象となる労働者		すべての派遣労働者	
・研修・キャリアコンサルティング相談窓口		0565-29-7077	

一番多くを占めるのは派遣スタッフさんの給与で 63.2% になります。
次いで、派遣スタッフさんが加入する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの法定福利費が約 10.4% となります。また、派遣スタッフさんが有給休暇を取得する場合は全て派遣元である都工業が負担をしますので、その引当費用として 1.9%。次いで、安全衛生推進委員会や、大新年祭、バーベキュー、皆勤ランチなどのイベント開催やフォークリフト運転免許や各種作業系資格講習などにかかる費用である福利厚生費・教育研修費で約 1.3 %。
その他、派遣スタッフさんの送迎にかかるガソリン代や高速使用料、社員寮の敷金・礼金、送迎車両の購入代金、当社営業担当者などの人件費、求人募集にかかる広告費やオフィス維持費用などの会社運営費として約 22.4% かかり、これらすべてを差し引いた残りが会社の営業利益となります。

期間：2022/7/1～2023/6/30　定点：2023/6/1